

## 平成27年度審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）が採用されている。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものが策定されている。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定されている。

特に、評価項目⑥及び⑦については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみではなく、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に、「極めて良好」と評価される。

また、評価項目⑧については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみではなく、さらに、「課題抽出」が「総合的な視点から行われている」場合に、「極めて良好」と評価される。

さらに、評価項目⑨及び⑩については、「方針・手続・体制」及び「品質管理の取組」の改善が「十分に行われている」だけでなく、さらに、「優れている」場合に、「極めて良好」と評価される。

### 1. 特許

#### ・評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

#### ・評価項目② 審査及び品質管理のための手続の透明性

特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「特許・実用新案審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の規定内容が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではないとの理由から、「良好」との評価もあった。

・評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、受講者の理解度の確認が行われた。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を全審査官が行うこととし、品質管理に関する理解状況が確認されると共に、理解の促進が図られた。さらに、改訂された「特許・実用新案審査基準」に、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針が明記され、その内容を審査官に周知するために全ての審査官を対象とした説明会が開催されたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目④ 審査実施体制

審査体制の強化・審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ高品質の審査を実現できる組織体制、人員配置が確立されている。しかし、限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組が行われているため、欧米と比較して審査官一人当たりの審査負担が大きく、国際的に遜色がない組織体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、経験を積んだ任期付審査官を採用する等、適正・迅速な審査のための国際的に遜色のない水準にあるとの理由から、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑤ 品質管理体制

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担する等、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置が確立されていることから、「良好」と評価される。

ただし、指導体制等の観点から「極めて良好」との評価、また、品質監査のサンプル数や審判結果の活用の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑥ 品質向上のための取組

品質向上のための必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議、

業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、検索インデックスの付与及び整備）が昨年度から継続して計画どおり実施されるとともに、更なる品質の向上に資する取組として、「特許・実用新案審査基準」等の改訂、拒絶理由通知書等の記載様式の統一、日米協働調査試行プログラムの開始が行われ、それぞれの取組の目的が達成された。そして、記載様式を統一したことで、決裁や品質監査が効率的に行えるという更なる品質の向上に資する効果が得られたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記取組の評価手法や課題の重要度が明確でない結果として、改善の効果が示されていないとの理由から、「良好」との評価もあった。

#### ・評価項目⑦ 品質検証のための取組

品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施され、それぞれの取組の目的が達成された。また、決裁後かつ出願人・代理人への発送前に品質監査を実施する体制に移行したことで、決裁を含めた庁として外部に提供する審査成果物の質を把握することができると共に、発見された不備を解消した上で発送することが可能となるという目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

#### ・評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

複数の情報取得手段を利用して、審査の質の分析と、ユーザーニーズ及び今後の審査業務量や制度改正の動向を踏まえた課題抽出が十分に行われ、課題の絞り込みも行われていることから、「良好」と評価される。

#### ・評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえないものの、平成26年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

・ **評価項目⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況**

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応して、拒絶理由通知書等の記載様式の統一や決裁におけるガイドラインの策定等、品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の変更の結果と改善との関係が不明であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

・ **評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信**

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係が構築されている。また、PCT国際機関会合において、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、平成27年10月に公表した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」について情報発信することで、海外の特許庁から高い評価が得られたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」との評価もあった。

## 2. 意匠

### ・評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

### ・評価項目② 審査及び品質管理のための手続の透明性

意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「意匠審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の規定内容が、審査の質の維持・向上をするうえで明確かとの観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

### ・評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施された。また、当該研修だけでなく、新たに全意匠審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修が行われ、各研修後には講義内容の理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

### ・評価項目④ 審査実施体制

現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移している。また、2014年における出願から一次審査通知までの期間は平均6.2か月を実現し、上半期も同水準で推移している。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行われているため、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね良好」と評価される。

ただし、効率的に審査を行っている等、国際的に遜色のない水準であるとの

理由から、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑤ 品質管理体制

新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者が1名設けられ、また品質監査のチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官も2名任命された。品質監査の分析・評価を行う者は、専任ではなく、通常業務との兼任となっているものの、限られた組織体制の中、品質管理の取組が行われている等、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制が整えられたことから、「良好」と評価される。

ただし、採用した体制の効果等が明確でない結果として、国際的に遜色のない水準にあるとまではいえないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑥ 品質向上のための取組

品質向上のために必要とされる取組（例えば、国内出願に対する協議及びそのフィードバック等）を、昨年度から継続して計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成された。また、更なる品質の向上に資する取組として、新たに導入された国際意匠登録出願の審査について全案件が協議対象とされ、審査官同士の意見交換や知識共有の促進が図られたことから、「良好」と評価される。

・評価項目⑦ 品質検証のための取組

品質検証のために必要とされる、品質監査による判断・起案の妥当性の検証が計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成された。また、サーチに関する品質監査の試行が行われた。国際意匠登録出願の品質監査については、チェック項目を見極めるため、全案件が協議対象とされた。ユーザー評価調査については、調査項目の追加や調査対象の拡大が行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が十分に行われた。また、ユーザー評価調査の対象者数が拡大されたことから、「良好」と評価される。

ただし、改善すべき課題の具体化が一部できていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

**・評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況**

平成26年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が改訂され、新たに全意匠審査官向けの研修が実施される等して、品質管理の基本に関して職員への周知も十分に行われた。また、品質管理の企画・立案を専任として行う者が1名設けられ、品質管理においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官が2名任命される等、方針・手続・体制に対する改善も十分行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、改善の結果が審査の水準を高めているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

**・評価項目⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況**

昨年度抽出した課題に対応して、品質管理の取組の改善が行われた。特にユーザー評価調査の対象者数拡大や品質検証のためのサーチに関する品質監査の試行、国際意匠登録出願に関して全案件が協議対象とされる等、改善が図られたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の変更の結果と改善との関係が不明であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、改善の結果が論点・課題抽出の水準を高めているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

**・評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信**

審査の質向上に関する情報発信が国内ユーザーに対して行われ、かつ、定期的に意見交換会が実施される等、継続的な協力関係が構築されている。また、情報発信は、意匠五庁会合・日中韓意匠専門家会合といった国際会合や審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対しても継続的に行われたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

### 3. 商標

#### ・評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

#### ・評価項目② 審査及び品質管理のための手続の透明性

商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の規定内容が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではないとの理由から、「良好」との評価もあった。

#### ・評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、また、当該研修だけでなく、新たに全商標審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修が行われ、各研修後には講義内容の理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

#### ・評価項目④ 審査実施体制

新しいタイプの商標に関する専任の審査チームが編成される等、審査体制の強化が図られ、求められる件数の審査を行いつつ、高品質で効率的な審査が実現されているものの、限られた審査官数で審査や品質向上のための取組が行われており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、効率的に審査を行っている等、国際的に遜色のない水準であるとの理由から、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑤ 品質管理体制

品質管理官が11名から12名に1名増加され、兼任の者を専任化して専任の者が1名増加されたことから、また、品質関連施策の企画・立案に関しては、海外と比較して引き続き組織体制の更なる強化が必要であるものの、現状の組織体制の中、品質関連施策の実施に当たって効率的・効果的に実施可能な組織体制・人員配置が確立されていることから、「良好」と評価される。

ただし、採用した体制の効果等が明確でない結果として、国際的に遜色のない水準にあるとまではいえないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑥ 品質向上のための取組

商標審査基準の改訂や審査官用チェックシートの見直し等、取組の充実化が図られ、新たに決裁における手順や留意事項等をまとめた文書及び拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書が作成され、また個別案件の分析が行われ、事例が共有される等、審査の質の向上のための取組が計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑦ 品質検証のための取組

品質監査におけるチェック者の1名増加及び対象案件の倍増、ユーザー評価調査における調査対象者の倍増、ユーザーとの意見交換数の2.5倍増加、また、審判決との判断相違における異議取消案件全件の分析も実施され、その他個別案件の分析等、審査の質の検証のための取組が多角的な観点から計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、審査の質が安定するという更なる効果が得られているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

・評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、改善すべき課題の具体化が一部できていないとの理由により、「概ね達成」との評価もあり、他方、総合的視点から課題の絞り込みがされているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

**・評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況**

平成26年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が改訂され、新たに全商標審査官向けの研修及び理解度の確認が行われ、また、専任の品質管理官が2名に増加される等、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

**・評価項目⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況**

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した品質管理の取組の改善が十分に行われた。特に、ユーザー評価調査の対象者数が2倍になり、品質監査対象数も2倍になり、ユーザーとの意見交換数に至っては2.5倍に拡大された。また、新たに審判決との判断相違における異議取消案件の分析が実施され等の改善が図られたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の具体的な改善内容が明確でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

**・評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信**

商標五庁会合において、新たに品質管理のセッションが実施され、また、海外ユーザー（AIPLA）との間では日本における意見交換のみならず、米国にて開催された年次会合に参加して意見交換が行われる等、継続的な協力関係が構築されたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。